

移転価格スタディーの今後の 動向について

December 2014

EOS ACCOUNTNATS LLP

Disclaimer

The purpose of this presentation is to provide information, rather than advice or opinion. It is accurate to the best of the speaker's knowledge as of the date of presentation. This presentation should not be viewed as a substitute for the accounting and tax advice of a retained professional.

To the extent this presentation contains any examples, they are for illustrative purposes only and any similarity to actual entities, individuals, places or situations is unintentional and purely coincidental. Any references to Web sites are provided solely for convenience, and EOS disclaims any responsibilities with respect to such Web sites.

Any U.S. tax advice contained herein was not intended or written to be used, and cannot be used, for the purpose of avoiding penalties that may be imposed under the Internal Revenue Code or applicable state or local tax provisions.

目次

- I. OECDのBEPSプロジェクトの最近の動向
- II. OECD 移転価格文書化ガイドライン
概要、背景
マスターファイル
ローカルファイル
CbCレポーティング
- III. 米国移転価格税制の動向
移転価格調査ロードマップ
相互協議および事前確認 (APA)
- IV. 新国際ルールの各国の採用と企業側の対応策

略語表

ACAP: Accelerated Competent Authority Procedure
(促進相互協議手續)

APA: Advance Pricing Agreement (事前確認)

BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源侵食と利益移転)

CbC Reporting: Country-by-Country Reporting (国別報告)

IDR: Information Document Request (調査資料請求通知)

LB&I: Large Business & International Division (of the IRS)
(大規模事業及び国際課)

IRS: Internal Revenue Service (内国歳入庁)

MAP: Mutual Agreement Procedure (相互協議手續)

MNE: Multinational Enterprise (多国籍企業)

OECD: Organization for Economic Co-operation and
Development (経済協力開発機構)

PE: Permanent Establishment (恒久的施設)

I. OECDのBEPSプロジェクトの最近の動向

1. 概要－2014年9月16日、OECDはBEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転)に関するアクションプラン(15項目)のうち以下の7項目の報告書を公表

- ◆ アクション 1－デジタル・エコノミーの課税上の課題に係る対応
- ◆ アクション 2－ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化
- ◆ アクション 5－有害税制への対抗
- ◆ アクション 6－租税条約の濫用防止
- ◆ アクション 8－無形資産に係る移転価格
- ◆ アクション 13－移転価格関連の文書化及び国別報告
- ◆ アクション 15－多国間協定の開発

I. OECDのBEPSプロジェクトの最近の動向(続き)

2. OECDのアクション・プラン策定の背景

グローバル企業による高度な節税手法による巨額課税回避事例

- ◆ アップル社: アイルランドの子会社を利用し、2009年から2012年に740億ドル(約7兆6千億円)の利益を米国外に移転
- ◆ グーグル社: アイルランド、オランダ、バミューダ所在の子会社、関連会社を経由した取引手法により数十億ユーロを節税
- ◆ スターバックス社: 1989年英国進出後で累計30億ポンド(約4700億円)の売上高を計上しながら、英国での法人税の支払いはわずか860万ポンド(約13億円)(オランダ、スイスの関連会社への利益移転)

I. OECDのBEPSプロジェクトの最近の動向(続き)

- ◆ アマゾン社、フィアット社—ルクセンブルグへの利益移転と同国が適用してきたアマゾン社に対する法人税の優遇税制問題
- ◆ グローバルIT企業、製薬会社などの積極的な世界規模の税務戦略による実効税率の軽減
- ◆ 欧州委員は、アイルランド、ルクセンブルグにおける法人税の事実上の優遇策が公正な競争環境を求めるEU規定に違反するとの見解を示す

I. OECDのBEPSプロジェクトの最近の動向(続き)

3. アクション 13－移転価格関連の文書化及びCbCレポーティング (Country-by-Country Reporting: 国別報告)の経緯

- ◆ 2013年7月19日－BEPSに係るアクションプラン(15項目)公表
- ◆ 2013年7月30日－移転価格文書化に関する白書
- ◆ 2014年1月30日－移転価格文書化及び国別報告に関するディスカッション・ドラフト
- ◆ 2014年2月23日－ディスカッション・ドラフトに対する提言などOECDに提出
- ◆ 2014年9月16日－移転価格関連の文書化及び国別報告の最終的な枠組み及び国別報告のテンプレート(様式)公表
- ◆ 2015年－実施に関する具体的な方法の策定

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン

アクション 13－移転価格関連の文書化及び国別報告の概要

◆ 理念： 透明性 (Transparency) の向上

◆ 目的：

1. 関連者間取引における価格及びその他諸条件を設定する際に、また当該取引から生じた利益を申告する際に、納税者が適切な検討を行うことを確保すること
2. 税務当局に移転価格リスク評価に必要な情報を提供すること
3. 税務当局に十分な移転価格調査の実施に有用な情報を提供すること(但し、調査の状況次第では、追加情報で補足の必要が生じることもある)

◆ 重層構造アプローチの採用：マスタファイル、ローカルファイル及び国別報告

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ マスターファイル

マスターファイルはグループ企業全体の事業活動の概要、移転価格全般の設定方針及びグループ企業が活動している各国の税務当局との合意に関するハイレベルの情報を税務当局に提供する

提供される情報の適切なレベルを決定する際には、納税者はマスターファイルの目的に留意し、ビジネス上の賢明な判断が求められる

会社にとっては、これまで以上にグループ全体の取引事態の把握、移転価格に係る方針の策定、導入や情報の収集、分析が必要となる

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ マスターファイルで提供される5項目の情報

1. 企業グループの組織構造
2. 企業の事業内容
3. 企業の無形資産
4. 企業のグループ内金融活動
5. 企業の財務及び税務ポジション

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆マスターファイルの留意点

1. マスターファイルは、現行の典型的な文書化標準とは異り、あくまでもグローバルな範囲で企業グループ全体像を提供するもの
2. 企業グループの主要商品のサプライチェーンやグループ内役務提供についての記載も必要
3. 無形資産、金融取引、事業再編等、重要取引リスト
4. 企業グループ内のAPA及び利益配分に関する税務ルーリングのリストと簡潔な内容記載

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ローカルファイル

特定の重要な関連者間取引に関する詳細な情報を提供するものであり、従来の移転価格文書化の内容を含む

◆ローカルファイルの現行移転価格文書への追加項目

1. 移転価格算定方法を適用する際に使用された財務データと年度末財務諸表との関連を示す情報
2. 取引の種類ごとにグループ内の収支額の税務管轄別の詳細
3. 重要な関連者間契約、片務的および双務的あるいは多国間の事前確認(APA)についての報告

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ 国別報告(Country-by-country Reporting)

1. 国別報告は、ハイレベルな移転価格リスク評価のために有用な情報
2. 国別報告は、機能分析、比較可能性分析に基づく個別の詳細な移転価格分析に取って代わるものではない
3. 国別報告の情報は、移転価格の適否の最終的な証拠とはならない
4. 利益の全世界定式配賦法に基づく移転価格調整を提案するものではない

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ 国別報告の報告項目

1. 総収入
2. 税引前損益
3. 法人税納付額(源泉税納付額を含む)
4. 未払法人税額
5. 資本金
6. 利益剰余金
7. 現金及び現金等価物以外の有形資産額
8. 従業員数

その他、税務管轄権(納税地、管理地)、各グループ会社、事業体名の一覧、主たる事業活動に関する情報13項目(休眠会社の情報も含む)

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ 国別報告の様式 (Template)

Name of the MNE group fiscal year concerned:										
Tax Jurisdiction	Revenue			Profit(Loss) before Income tax	Income Tax Paid (on cash basis)	Income Tax accrued-current year	Stated capital	accumulated earnings	Number of Employees	Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	Unrelated Party	Related Party	Total							

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ 国別報告の様式(個別企業の詳細)

Name of the MNE group Fiscal year concerned:														
Tax Jurisdiction	Constituent Entities resident in Tax Jurisdiction	Tax Jurisdiction of organization or incorporation if different from Tax Jurisdiction of Residence	Main business activity(ies)											
			Research and Development	Holding or Managing intellectual property	Purchasing or Procurement	Manufacturing or Production	Sales, Marketing or Distribution	Administrative, Management or Support Services	Provision of Services to unrelated parties	Internal Global Finance	Regulated Financial Services	Insurance	Holding shares or other equity instrument	Dormant
	1													
	2													
	3													
	1													
	2													
	3													
Etc...														

II. OECD 移転価格文書化ガイドライン(続き)

◆ 国別報告(CbC Reporting)の留意点

1. グループ企業の究極の親会社を作成、報告
2. 報告会社の事業年度が対象。各グループ企業については報告会社と同じ事業年度もしくは報告会社の事業年度以前12ヶ月以内に終了する事業年度も可
3. グループ企業の構成実体(Constituent entity)は、連結グループに含まれるあらゆる個別事業体である。税務管轄内で事業活動を行っている一定のPE(恒久的施設)も含む
4. 休眠会社の情報も開示
5. グループ企業の全世界規模での事業活動内容や利益計上、納税状況など、全体像の開示

III. 米国移転価格税制の動向

◆ 移転価格調査ロードマップ（2014年2月14日公表）

<http://www.irs.gov/pub/irs-utl/FinalTrfPrcRoadMap.pdf>

1. 米国内国歳入庁(IRS)の大規模事業・国際(LB&I)課より公表
2. 移転価格調査につき2-3年間にわたる段階的時系列工程表
3. 3段階の調査プロセス
 - プランニング段階(Planning phase)
 - 実行段階(Execution phase)
 - 解決段階(Resolution phase)

III. 米国移転価格税制の動向(続き)

- プランニング段階(Planning phase): 最初の6ヶ月まで
 - 移転価格調査前の初期分析: 初期段階の潜在的リスク評価
 - 移転価格文書のレビュー
 - プランニング・ミーティング
 - 納税者オリエンテーション
 - 初期リスク分析及び調査計画の立案
- 実行段階(Execution phase): 次の14ヶ月まで
 - 事実関係の把握及び情報収集
 - IDRによる追加情報の請求
 - 機能分析、中間リスク評価
 - 経済分析
 - 予備報告及び事実関係確認
- 解決段階(Resolution Phase): 最後の6ヶ月
 - 論点整理
 - 論点の解決
 - 事案解決に基づく調整額提案通知もしくは調査官報告書

III. 米国移転価格税制の動向(続き)

- ◆ 相互協議手続き及び事前確認 (APA) に関するガイダンス及び指針の改正草案を公表(Notice 2013-78; Notice 2013-79) http://www.irs.gov/irb/2013-50_IRB/ar11.html
http://www.irs.gov/irb/2013-50_IRB/ar12.html
- 1. 事前確認及び相互協議プログラムの明確化・効率化、透明性の向上を目的とし、納税者との協力を意図
- 2. 移転価格事案の増加状況の中で、相互協議、APA等の国際税務紛争を解決する制度の積極的活用、推進
- 3. 取扱い事案の拡大(納税者による自主的な移転価格調整により二重課税が生じるようなケースなど)

III. 米国移転価格税制の動向(続き)

4. 事前相談メモランダム(Prefiling memorandum)の提出
5. 相互協議の申し立てやAPA申請時の資料リストの提示時期の早期化
6. 相互協議の対象事案の拡大の可能性
7. 促進相互協議(ACAP)、簡略APA導入による納税者及びIRSの手続き上の負担軽減

IV. 新国際ルール of 各国の採用と企業側の対応策

◆ 移転価格文書化の新国際ルール of 各国の導入時期

1. OECDは、2015年1月に新ルール of 実施ステップを報告する予定
2. 新国際ルール of 各国への採用、導入については国内法の整備が必要
3. OECDの他のBEPSアクションプラン of 報告書公表時期との関係、実務的な観点からも、実際の採用時期は、2016年以降となる見通し

IV. 新国際ルール of 各国の採用と企業側の対応策 (続き)

◆ 企業側の対応策

1. OECDの新たな移転価格文書化ルールによって求められる透明性の向上に対する企業側の移転価格コンプライアンス・ポリシーの策定、プロセスの構築
2. 全世界ベースでの移転価格リスク評価のための情報収集の重要性
3. 客観的リスク評価に基づくBEPS対応のための具体的な取り組み(リソースの確保、管理システムの導入など)

IV. 新国際ルールの各国の採用と企業側の対応策 (続き)

4. 国別報告のテンプレート作成のため、連結会計や財務システムの利用、管理ソフトの改変、新システムの導入、クラウド・コンピューティングの活用

参考

**BEPS行動計画に関する第一弾報告書の公表についての財務大臣談話
(2014年9月16日)**

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20140916.htm

**OECDが多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関するG20
諸国向けの第1次BEPS提言を発表(2014年9月16日)**

<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-first-beps-recommendations-to-g20-for-international-approach-to-combat-tax-avoidance-by-multinationals-japanese-version.htm>

**20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳)(2014年9月20-21日
於:豪州・ケアンズ)**

http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/g20_140921.htm

参考(続き)

Mutual Agreement Procedure Statistics for 2013 (OECD)

<http://www.oecd.org/ctp/dispute/map-statistics-2013.htm>

Annual APA Statutory Reports (2014年3月)

<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/a-14-14.pdf>

平成25事務年度 法人税等の調査事績の概要(国税庁・東京国税局)

http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h26/hojin_chosa/hojin_chosa.pdf

ご質問・お問い合わせ

Yoshinori Motoki (本木善規)

シカゴ事務所シニアマネージャー

E-mail: ymotoki@eosllp.com

Phone: +1-224-836-6900 ext.305

Shigeo Yamamoto (山元茂生)

ニュージャージー事務所プリンシパル

E-mail: syamamoto@eosllp.com

Phone: +1-201-836-3710 ext.103

EOS Accountants LLPについて(<http://www.eosllp.com>)

- ❖ EOS ACCOUNTANTS LLP(EOS会計事務所)は米国4大会計事務所のひとつであるアーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young LLP)の日本企業部の一部が独立して1996年10月にニュージャージー州に設立されました。設立以来、日系企業の米国進出、事業拡大をサポートし、共に歩み築いてきた信頼関係は私共の誇りです。
- ❖ 質の高い、きめ細かいサービスを社是とし、お客様のニーズに迅速にまた的確に対応できるよう努めながら、設立当初よりオフィスと従業員数を増やしてまいりました。現在、約100名の経験豊かなプロフェッショナルが米国・日本の10拠点にて、日系企業を中心に多国籍企業及び、中小規模の企業約350社に会計監査、税務、各種コンサルティングサービスを提供しています。

EOSの事務所理念

EOSは大手会計事務所と比較できる質の高いサービスを手ごろな価格で提供することを社是にしています。会計・税務は日本本社でも専門の方が担当する部門であり、中・小規模の日系企業にとって、米国に進出する際にはどうしても経営資源に限りがあることが一般的です。そのような場合に、小回りがきき、且つ、質の高いサービスをできるだけわかりやすく提供し、お客様が本業に力を傾注できる状況を作り出すサポートをすることが私どもの使命です。

EOSの強み

- ❖ 大手会計事務所出身のパートナーや、マネージャーが豊富な知識と経験に基づき、日本語で丁寧に説明します。
- ❖ 大手会計事務所と違い、スタッフからパートナーまでが非常に近い関係です。そのため、スタッフが受けた課題、質問、または問題点を迅速に事務所内で検討することができます。
- ❖ 税務と会計監査部門は大手会計事務所では別組織となっている場合が多いですが、EOSでは限りなく近い存在です。そのため、会計部門で得た情報は税務に回されるため、大手会計事務所によくある、「同じ情報を別部隊がクライアントへリクエストする。」ということが起こりません。
- ❖ 給与計算部門や移転価格部門も抱えているため、給与計算から監査まで幅広いサービスがワンストップで可能です。
- ❖ EOSは基本的に中小規模の日系企業が主なクライアントです。米国上場企業等の監査は行わないため、大手会計事務所と違い、固定費が圧倒的に削減されています。そのため、同じレベルのサービスを低額のフィーで提供することが可能です。
- ❖ 全米ほぼくまなく事務所を構えているため、全米どの地域のクライアントへも対応可能です。

EOSの拠点



EOSの拠点(続き)

❖ ニュージャージー事務所(本部)

Continental Plaza 10th Fl.
401 Hackensack Ave.
Suite 1001
Hackensack, NJ 07601
Phone: (201) 836-3710
Fax: (201) 836-5873

❖ デトロイト事務所

39555 Orchard Hill Place
Suite 440
Novi, MI 48375
Phone: (248) 347-3260
Fax: (248) 347-3261

❖ シカゴ事務所

1933 N. Meacham Road
Suite 525
Schaumburg, IL 60173
Phone: (224) 836-6900
Fax: (224) 836-6901

❖ ヒューストン事務所

Williams Tower
2800 Post Oak Blvd.
Suite 4121
Houston, TX 77056
Phone: (832) 390-2422
Fax: (832) 390-2350

EOSの拠点(続き)

❖ サンノゼ事務所

2025 Gateway Place

Suite 310

San Jose, CA 95110

Phone: (408) 441-0655

Fax: (408) 441-0657

❖ サンマテオ事務所

1400 Fashion Island Blvd.

Suite 810

San Mateo, CA 94404

Phone: (650) 212-2611

Fax: (650) 212-2622

❖ ロサンゼルス事務所

970 West 190th Street

Suite 850

Torrance, CA 90502

Phone: (310) 217-9900

Fax: (310) 217-9990

❖ ホノルル事務所

500 Ala Moana Blvd.

Suite 7-421

Honolulu, HI 96813

Phone: (808) 599-7949

Fax: (808) 356-0148

EOSの拠点(続き)

❖ ノックスビル駐在員事務所

Knoxville, TN

Phone: (865) 309-0114

❖ 東京駐在員事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-3

丸の内トラストタワー本館20階

Phone: (03) 5288-5241